

情報共有等に関する申合せ事項

1 警察からの照会及び情報提供

- (1) 警察は、110 番通報等児童虐待が疑われる情報を認知し、必要な場合は、大田区子ども家庭支援センター（以下「子ども家庭支援センター」という。）に対し、当該児童に係る過去の対応状況について照会する。
- (2) 警察は、上記(1)の照会を行う場合は、子ども家庭支援センターの求めに応じ、当該児童及び保護者の住所、氏名、110 番通報の内容、安全確認時の状況等、可能な限り警察が保有する情報の提供を行う。
- (3) 子ども家庭支援センターは、警察からの照会に対し、可能な限り保有している当該児童に係る情報の提供を行う。

2 子ども家庭支援センターからの照会及び情報提供

- (1) 子ども家庭支援センターは、必要があると認めた場合は、児童虐待事案等の要保護児童について、児童が居住する管轄警察署への情報提供を行うとともに、警察が保有している当該児童等に係る情報について照会する。
- (2) 子ども家庭支援センターは、必要があると認めた場合は、所要の調査をしても判明しない居所不明児童について、当該児童が住所を置く管轄警察署に相談する。
- (3) 警察は、子ども家庭支援センターからの照会及び相談に対し、可能な限り保有している当該児童等に係る情報の提供を行う。

3 情報の共有

- (1) 子ども家庭支援センターは、緊急性の高い児童虐待事案等に関する要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を積極的に開催し、警察は、当該会議に参加するように努め、相互に情報の共有を図ることによって当該児童の安全確保に努める。
- (2) 上記(1)のほか、必要に応じて随時、相互の情報共有に努め、要保護児童の安全確保に努める。

4 情報共有等に関する申合せ事項の見直し

この情報共有等に関する申合せ事項は、子ども家庭支援センター又は大田区内警察署の要請により、適宜見直しを実施する。